

漁業法第 31 条に基づく「くろまぐろ」の採捕の数量の公表について

漁業法第 31 条に基づき、本県の採捕の数量を公表します。

令和 5 年 6 月 6 日
長崎県知事 大石 賢吾

1. 特定水産資源の種類

くろまぐろ（30kg 以上の大型魚）（以下、「大型魚」という。）

2. 管理期間

令和 5 年 4 月から令和 6 年 3 月まで

3. 対象となる海区

対馬海区

4. 対馬海区の大型魚割当量に対する採捕の数量の率

（6 月 6 日までの暫定値）

98.5%

〔	対馬海区の大型魚採捕量	：	23.534 トン	〕
	対馬海区の大型魚割当量	：	23.893 トン	

5. 対馬海区の大型魚割当量に対する採捕の数量の状態

7 割を超過（令和 5 年 6 月 6 日集計時点）